

はあとメール 第30号

発行人 〒602-8453
 京都市上京区笹屋四
 丁目269-4 正千第2ビル
 5階 ☎ 075-463-
 2263
 住田正則

みなさん、こんにちは！ はあとメール代表の住田正則（行政書士・社会保険労務士）です。

2月も半ばを過ぎ、まだ寒い日もありますが、次第しだいに春の訪れを実感できるようになってきました。私の家の近所にある北野天満宮（通称“天神さん”）では、この2月11日から梅園の公開が始まりました。

この冬は各地で史上最高の積雪量を記録しましたし、京都でも幾度か雪が降り、路面が凍結したりしましたが、それでもやはり、春は来るんだなあ～、と嬉しくなります。

…あ。春風とともに、今年は例年以上に花粉の飛散が予想されております。花粉症の方々にとっては、いくら春が来るといっても手放しで喜べるものではないことかと思えます。いまのところ私は花粉症は発症していません（過去にいちどそれらしい症状になりましたが、その後治ってしまいました）が、今年ばかりはそう樂觀してもらえないかも…。と、ともかく、春に向けて私は気分うきうきです！ みなさんは、いかがですか？



～文通で、あなたのくらしにうるおいと安心を～
 「市民のみなさんと法律家（専門家）の双方向の交流を、
 文通によって実現していきます」

『 けっこん契約書を作りますか ③ 』

今回は、「けっこん契約書」の実際の条文をご紹介します。とはいっても、ここに掲げるのは実在するご夫婦の契約書ではなく、私が作成したサンプルですが。サンプルは全部で24条から成りますが、紙面の関係上、今回は第1条～第8条を掲載します。

夫[]（以下「夫」という。）と妻[]（以下「妻」という。）は、以下の各条項をすべてお互いに理解して、愛情に包まれた結婚生活を営むことに合意したので、本日その証として本契約書を作成し、夫と妻はそれぞれ署名・捺印する。

（お互いの尊重）

第1条 夫と妻は結婚生活を営むにあたって、お互いを愛し、支えあい、お互いがそれぞれの個人としての人権を尊重します。

（夫婦のあり方）

第2条 夫と妻はお互いに隠し事をしません。さらに、相手に対してのいたわりやねぎらいの気持ちと言葉を忘れません。

（お互いのポジション）

第3条 夫は妻に、妻は夫に、常に協力を惜しみません。家庭内の役割分担については双方協議のうえ決定しますが、主に家事や家庭内の行事については妻の意見を優先することとします。

（夫婦の目標）

第4条 夫と妻は[]年までに[]をすることを目標とします。

（財産等）

第5条 夫と妻は家計を共有財産、その他をそれぞれの固有財産として管理します。共有財産については、それぞれ2分の1ずつの権利を有します。

（財産目標）

第6条 夫と妻は[]年までに[]を貯蓄することを目標とします。夫と妻は節約と貯蓄に努めます。

（ボーナスの用途）

第7条 夫と妻はボーナス等の臨時収入については必ず報告し合います。用途については話し合ってから決定します。

（物品の購入）

第8条 []円以上の物品の購入に関しては、個人使用のものであっても必ずお互いに事前相談するようにします。緊急に購入した場合も、事後報告するようにします。

次回号では、第9条～第16条を掲載します。乞うご期待！！

「はあとメール」の具体的な活動方法・活動内容について、ご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日以降）に、法律ひとくちメモや暮らしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」と呼びます）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する無料相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費 → 無料です！！

現在、はあとメールは、スタッフから集めた会費及び寄付金によって運営されており、「はあとメール」もその予算の範囲内で発行しています。

よって、少なくとも現時点においてはスタッフ以外の会員の方々には会費をご負担いただくことなく、お申し込みいただくだけで、すぐに「はあとメール」をお送りいたします。さあ皆さん、ぜひ「はあと会員」の輪の中にお入りください～

それと同時に、皆さまの善意による寄付を広く受け付けております。いただきました寄付金は、はあとメールの今後の活動をよりよくするための費用として大切につかわせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします！

☆会員へのサービス内容

「はあとメール」発送、質問・お便りへのお返事、相談会・セミナーへの優先ご招待、業務お引き受け（別途有料）…等

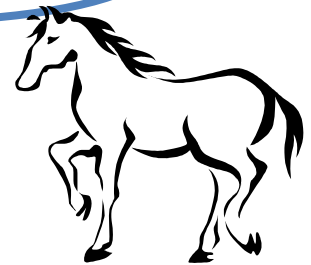
「はあとメール」バックナンバーのお求めにも応じます。お気軽にご連絡ください！

あなたのご参加を、心よりお待ちしております



（住田 正則）

はあとメールスタッフ 橋太一の記事



はあとメール会員のみなさまへ。

みなさま、こんにちは。はあとメールスタッフの橋太一です。
過去に私の高校時代の北海道修学旅行を書かせて頂きました。

どうやら私は北海道とは縁が深いようで。

その職歴ですが、小さいころから飲食店の長男として商売人の家系に育ちました。そして同じく小さい頃から、競走馬との係わり合いが深い環境にもおりました。父は馬の獣医、親戚の叔父はJRAの元調教師です。

父はもともと獣医師で、北海道日高地区「浦河」で獣医を。

母は美容師でしたが結婚と同時に父とともに北海道へ向かいました。

私が生まれる（昭和43年）の数ヶ月前に、京都で飲食店をすることとなった先々代が、父である息子を、獣医師を辞めて京都へ戻るよう打診し、両親は京都へ来ました。
なので、私は、生まれも育ちも京都です。

騎手「武豊」とは、同じ町内で育ちました。（彼は昭和44年の2月生まれなので、同学年です。）現在ある、滋賀県の栗東トレーニングセンターがオープンしたのが、昭和48年春。その数年前に彼は栗東へ行きましたので、当然のことながら、小さい頃の記憶ですので、ユタカは私のことなど一切覚えておりません（笑）

そんな折、先々代は競走馬を扱う事業へと進出し、大手牧場との取引や、個人馬主との仲介役を通じた事業を行っていました。

このような競走馬取引を行うには、だれでもできることではなく、一定の資格が必要となり、私は社会人2年目にその資格を取得しました。現在私は、行政書士や社会保険労務士の国家資格があるのほかに、上記に示したような競走馬の取引を行う際に必要となる免許「家畜商取引免許」も取得し、競走馬の仲介、斡旋を12年行ってきました。

次号へつづく

あなたのくらしに、うるおいと安心を

無料 **はあとメール** のお知らせ

こんにちは、はあとメールです。

◇◇◇当団体の活動の趣旨◇◇◇

私たちは法律家として、定期便「はあとメール」を送付したり、無料相談会を開催することを通して、皆さまが日常生活において困ったときに、気軽に相談できる相手になりたいと思っています。

そして、さらに、心温まるサービス（Heartwarming Service）を提供できるようにして

行政書士、社会保険労務士らが
遺言・相続、離婚、老い支度、年金、
その他困りごと相談に無料で応じます。

日時 平成23年3月21日（祝）

午前10時から午後4時まで

会場 「立本寺 ^{りゅうほんじ} がくげいかい」境内で相談会をします！

（西陣千本商店街の近く、立本寺の境内をお借りして 各種物産展・音楽・絵画・書道・文学・映画など、地域活性化のためのイベントが開催されます。）
立本寺／京都市上京区七本松通仁和寺街道上る一番町107

市バス「千本中立売」下車、西へ徒歩約10分、
または市バス「北野天満宮」下車、南へ徒歩約10分

次回の無料相談会は平日の夜間、平成23年4月13日（水）午後6時～9時を予定しております。

☆ 詳しくはお問い合わせください ☆


※ 予約された方が優先となります。

電話・FAX 075-463-2263

〒602-8453 京都市上京区笹屋四丁目269-4 正千第2ビル5階


住田正則 まで

e-mail:heartmail2008@gmail.com



遺言講座

第二回 心構え



「遺言」普通は ユイゴン と読みます。法律家は イゴン といいますが変りはありません。法律家はいろんな種類の遺言について話す機会が多いので イゴン といってしまう。

自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言などがありそれぞれ「ジヒツショウショウ ユイゴン」「コウセイショウショ ユイゴン」では言いにくい。「ジヒツショウショウ イゴン」「コウセイショウショ イゴン」と言っており単に遺言の部分はイゴン、と言う習慣がついてしまっているわけです。

遺言は自分の死後に効力が発生する、ピラミッドの罍の様なものです。ピラミッドはお墓であると同時に王朝の遺産でもあります。盗掘者の出現に備え自分の死後どころか王朝自体の勢力がなくなり誰にも守られなくなった後出てくるであろう盗掘者に備えてさまざまな罍を仕掛け、その攻撃から遺産を守ります。

遺言も同じです。遺言が執行される頃遺言者はこの世にいません。遺言書というピラミッドの罍を仕掛け、この世に残ったものを操り、抑えなくてはなりません。

知恵が要ります。法律上の知識も必要です。後に残る者達を洞察することも必要です。いろいろな場合を想定し手を打つ知恵が必要です。と言っても法律上の遺言は遺産についての指示がほとんどで後は法律で定められている若干の項目だけがその内容となります。

兄弟仲良く、葬式は派手になどを遺産の指示と一緒に書いてもかまいません。その場合には遺産の指示だけが有効になります。

この程度の内容であれば問題は無いのですが争いの種になりかねないものもあります。長男を中心に力を合わせて、だとか長女は母親の老後を面倒見ろ、などという内容は祭祀継承者の指定ではないか、家庭裁判所が分割の参考にしないかという余地が出てくるかもしれません。

また逆に遺産はすべて現金化して清水の舞台から撒けだの葬式には牛を100頭出席させるなどのむちゃくちゃな内容は頭がおかしい状態で書いたに違いないと疑われ遺言書全体の効力を疑われかねません。

様々な思いから遺言書には非法律的な事も書きたくなるでしょうが遺言執行時にはすべて法律的な目で評価され、遺言者はこのような意味で書いたのだと説明はできません。

なので遺言を書くときは冷静に、誰が見ても内容がわかるように心がけなければなりません。難しいことはありません。当たり前のことを、わかりやすく、確実に書く。その上で形式上の注意を払う。

順を追って考えていきましょう。

行政書士 吉田 大

みなさん、こんにちは。京の菜時記を書かせていただいております
橋本将詞（社会保険労務士）です。

毎回、京都でとれる旬の野菜を紹介しようと始めた「京の菜時記」、今回で27回目。
今回は野菜の紹介ではなく、皆さんにわかっていたきたい
「生産者の苦勞」をお伝えいたします。

京の菜時記

近年、温暖化という言葉は聞きなれ、最近では「気候変動」といわれています。それを実感されているのが自然と向き合っておられる生産者の方々です。たとえば、今シーズンの九条ねぎ。以前にお話ししたように、九条ねぎは、夏に成長させたものを苗として秋に植え替えをします。昨年の猛暑によってその苗の出来が極端に悪く、秋の植え替えの時期に予定した分を植えることができなかった生産者がほとんどでした。中には、例年の3割程度の生産者も。冬になり、少ないとはいえ出荷できる状態になった九条ねぎですが、この極寒の冬。雪や霜は九条ねぎにとって甘みを蓄えるには良いものなのです。通常なら雪や霜によって傷んだ葉の間から新しい葉が成長し、株が湧き、どんどんと大きな九条ねぎになりますが、今年は雨がまったく降らずに、その新しい葉が成長しません。そのために外葉をとると冬のねぎとは思えない短いねぎになってしまっています。

生産者は、気候によって作り方を変えておられます。一昔前はこのような寒さだったはずですが、それはその状況にあわせて作付け量も調整してこられました。つまり、短く暖かい冬なりの作り方に変えておられるのです。それがこのような予想もつかない気候の変動があれば合わせることはできません。このような苦勞は九条ねぎに限ったものではなく、ほとんどの作物が影響され、全国の生産者が感じられていることです。

今は、店頭にいけば並んでいない野菜がないほど豊富な野菜が並んでいます。それはそれで違った問題ではありますが、これほど気候の変動が激しいにもかかわらず、どこか疑問に感じられないでしょうか。その裏側には自然と直接向き合っておられる生産者の苦勞が潜んでいます。事業・仕事としては環境の変化に対応させるのは当然ですが、農作物はあくまでも自然の産物。そこが工業製品とは違うところであり、農業が尊い仕事であると考えてところです。

旬を味わう……。まさにこの言葉の裏には、自然と……。気候の移り変わりや調和させた生産者の努力の下、味わうことができるものだと感じます。

旬のお野菜お届けできます。 075-693-6757 （上鳥羽・橋本）